PARAMOUNT NEWS
パラマウントニュース
Vol.34　2019　秋号

パラマウント硝子工業株式会社
http://www.pgm.co.jp
（業務推進部）
〒102−0083
東京都千代田区麹町 2-4-1 麹町大通りビル
TEL：03-4582-5370

改正建築物省エネ法

説明義務化など省エネ基準の改正に向け審議がスタート

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（改正建築物省エネ法）が成立・公布、先ごろ省エネ基準などの見直しに向けた審議がスタートした。今回の改正では、住宅分野では建築士の建築主への省エネ基準の説明義務化、大手住宅事業者へのトップランナー制度の対象拡大などがポイント。説明義務が課せられたことで、よりシビアに省エネ基準への対応や取り組みが求められる。次のステップに入った改正建築物省エネ法の概要と今後の動きを解説する。

改正建築物省エネ法が成立、5月17日に公布された。

今回の建築物省エネ法の改正は、建築物の省エネルギー対策の抜本的強化が大きな狙いだ。特に全建築物の省エネ基準の適合義務化を見据え、規制の強化が行われているのが特長だ。

今回の改正建築物省エネ法の概要をみると、まず、オフィスビルについては、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大する。これまで適合義務化の範囲は、延床面積2000平方㍍の大規模建築物に限っていたが、この範囲を拡大する。現段階では延床面積の下限は300平方㍍以上とすることが想定されている。これにより多くの非住宅建築物で省エネ基準の適合義務が課せられることになる。

施行は公布後2年以内となっている。

説明義務化の施行は、公布から2年以内に

マンション等については、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する指示や命令等を行う体制が強化される。監督体制を強化することで省エネ基準への適合を徹底することが狙いだ。施行は法公布後6カ月以内で、今年度中に施行される。

一方、戸建住宅など小規模の住宅・建築物については、新築時に設計者（建築士）から建築主へ省エネ性能に関する説明義務を課す施策を実施する。説明義務化となる住宅・建築物の延床面積は300平方㍍未満が想定されている。

さらに、大手住宅事業者に対しては、省エネ基準以上の住宅を供給する責務を課す。具体的には建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者が対象だった住宅トップランナー制度の対象範囲を拡大し、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者も対象とする。トップランナー基準で求める省エネ性能は省エネ基準より15％高く、さらなる省エネ化を求めている。

施行については説明義務化が公布後2年以内、トップランナー制度が6カ月以内となっている。

こうした戸建て住宅等に対する施策は、6割に留まる適合率、審査体制の不足などを理由に先送りされた2020年までの適合義務化に代わるもの。

特に説明義務は、住宅需要者の行動変容を促すことが大きな目的となっており、裏を返せば、住宅事業者にとっては説明できる知識と対応が求められている。そういう意味では、適合義務化と行うことは変わらないと言える。

省エネ評価方法の簡素化に向けて検討開始

国土交通省と経済産業省による省エネ基準の改正等に関する審議が始まった。具体的には注文戸建住宅などのトップランナー基準の設定や、戸建て住宅などの省エネ性能評価方法の簡素化などについて検討を進めていく。

両省の合同会議では案が示されたが、トップランナー基準については適合率が20～50％程度となる水準、対象は注文戸建住宅が年間300戸以上、賃貸アパートが年間1000戸以上という方向が示された。それぞれ事業者数では70社、10数社が対象となる見込みだ。

一方、説明義務制度の創設に関して、戸建住宅の省エネ評価方法の簡素化についても検討されている。断熱材や窓の仕様のみで外皮性能を算出できる評価方法、空調設備などの仕様のみで一次エネルギー消費性能を算出できる評価方法を追加する方向が示されている。これにより、より簡単に省エネ性能が評価できるようにする。

そのほか、一般的に省エネ基準への適合が困難な場合がある伝統的構法の住宅に対し、省エネ基準の緩和措置を設ける方向で検討を進めている。

審議は10月下旬に最終とりまとめが行われる方針だ。

改正建築物省エネ法の改正のポイントとスケジュール

法律の公布：2019年5月17日

法公布後6ヶ月以内施行：2019年11月予定

- ○複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象への追加
- ○マンション等に係る届出義務制度の審査手続の合理化
- ○注文戸建住宅及び賃貸アパートのトップランナー制度への対象への追加
  建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）に適合する住宅を供給する責務を課す

法公布後2年以内に施行：2021年4月予定

- ○中規模のオフィスビル等の適合義務制度の対象への追加
- ○戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設
  小規模（延べ面積300㎡未満を想定）の住宅・建築物の新築等の際に、設計者（建築士）から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付ける
- ○気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

建築物省エネ法の住宅における改正前と改正後の比較

	改正前	改正後
大規模（2000㎡以上）	届出義務【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	届出義務【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 所管行政庁の審査手続き合理化 →監督（指示・命令等）の実施に重点化
中規模（300㎡以上2000㎡未満）		
小規模（300㎡未満）	努力義務【省エネ性能向上】	努力義務【省エネ基準適合】＋ 建築士から建築主への説明義務
	トップランナー制度【トップランナー基準適合】 対象住宅：持家 建売戸建	トップランナー制度【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅：持家 建売戸建・注文戸建／貸家 賃貸アパート

TOPICS

新しい外皮性能グレード「G3」を提案
HEAT20
先ごろ開催した2019報告会で、新たな外皮グレードとして「G3」を提案した。戸建住宅の目指すべき住宅像と推奨する断熱性能水準として、これまでG1、G2という2つの外皮性能グレードを発表。G3は、この2つの性能を上回るもの。G3を達成するUA値は6地域で0.26W/(㎡・K)。各地域において冬期間非暖房室も含めて住宅内の最低体感温度をおおむね15℃を下回らない水準に保つとしている。

設計住宅性能評価書を交付した住宅の割合が過去最高に
国土交通省
新設住宅着工戸数に対する2018年度の設計住宅性能評価書の交付割合が26.1％と過去最高に。設計書交付実績は24万9,093戸で前年度比7.3％増と3年連続の増加だった。建設（新築）は18万9,245戸で同6.9％増。

ご採用ビルダー CloseUp

基礎から構造、内装までを自前で 大工や多能工も育成し技術を時代につなげる

大工や多能工を自前で育て、できる限り自らの手で家を建てる。それが伝統の技術を次代に残したいという杢創舎の家づくりだ。さらに伝統に現代の技術を加え、高断熱な暖かで健康的な家づくりに取り組む。

大工の技術を活かす家づくりが杢創舎の特徴

環境にやさしい家、それがこれからの時代に残すべきもの

有限会社杢創舎
代表取締役
澤口泰俊 氏
岩手県盛岡市好摩字芋田向85-20
Tel.019-601-5192
http://www.mokusousya.com/

杢創舎は、大工であった父親の背を見て育った澤口代表が「自分の手で家づくりをしたい」と2001年に立ち上げ、「大工がつくる木の家」が大きな特徴だ。

盛岡市でスタート、現在では岩手県全域で新築・リフォーム合わせて年間10棟程度を手掛けている。

岩手県産材を使う軸組み工法による家づくりだが、大きな特徴は、基礎から構造、内装、建具まで、できる限り自らつくること。構造材などに使用する製材も自社で加工する徹底ぶりであり、「電気・水道工事以外はほとんどのことは自前」という。

盛岡市郊外の3000坪の事務所兼作業場には製材機、木工機、板金加工機などを備え、職人が作業する。ここはショールームも兼ねており、手作りのテーブルやイスを置く。作業場で若い大工が刻みをしている風景は、お客様に感動を与えるという。

〝人づくり〟も同社の特徴の一つだ。住宅事業者の多くが独立した大工もしくは外部企業に発注して家を建てるが、同社は職人を社員として雇用する。現在、大工20人のほか、基礎の配筋や打設、左官、内装などを手掛ける多能工8人が社員として働いている。

2016年の台風10号は大きな被害を生んだが、その時、家を流されて困っている人のために、大工が解体現場などで手に入れた古材とサッシなどを使い、雨露をしのげる家を建てたという。澤口社長は、こうした人助けもできる大工の特技と技能を未来に残すために、日々、伝統的な仕事に従事する。

同社は岩手県産材を丸太で購入し、自社で製材する。構造材だけでなく、外壁材、床材なども無垢であれば自社で作ることができる。「やる気がある若い大工にとって、カンナをかけられる木があることが一番重要」と、腕を磨くことができる環境が杢創舎にはある。

伝統技術と現代の技術を融合

杢創舎では、木のぬくもりに高い断熱性能を加えることで、シックハウスのない暖かな暮らしを提案する。お客様も「子供がぜんそくやアトピーにならず、健康的に育つ家が欲しい」と同社を訪れるという。

外皮性能はQ値1・0を標準化。盛岡は省エネ基準の3地域であるが、北海道の基準をクリアするレベルにしている。これは「10年後でも通用するレベル」を求めた。「この先、法が改正されても、基準に追い越されず、新しい時代に対応できる断熱性能を持つ家にしておきたい」と考えている。

さらに「100年前の技術があって今がある。伝統的な技術と現在の断熱性という技術を融合させる」とも。

断熱材はパラマウント硝子工業の高性能グラスウール断熱材「太陽SUN」を採用、壁が充填105㎜・外張り105㎜の210㎜断熱、屋根は400㎜を標準とする。当初は自然素材にこだわり杉皮の断熱材や羊毛断熱材を使ったが、単位性能ではなく厚みで考えるべきと気づき、コストパフォーマンスに優れるグラスウールに変更した。「太陽SUN」は性能、施工性、コスト、ピンクで温かみがある色など、総合的に評価して採用したという。

断熱材は単位性能ではなく厚みで考えるべきとグラスウールを採用

まちなかに大工がいる場所を

盛岡市や岩泉町には古い町屋が多く残っている。江戸時代から残るこうした家では、当然、建具が開きにくくなったといった不都合が生じる。

また、屋根が内側に向き中庭に水が流れるようになっているが、大雨が降ると庭の池があふれるということもあるという。

こうした困りごとを解決できるのが大工である。

澤口社長は、まちのなかに大工が常駐する場所をつくりたいと話す。「還暦を過ぎた大工が、普段は道具を研ぎながらお茶を飲んでいて、近所の人が駆け込んできたらすぐに行ってあげる」――そんな場所をつくりたい、そんな人を育てたい、澤口社長の夢は広がる。

北東北営業所 案内編

取材 めし

取材先のご当地で食す絶品グルメをご紹介。

盛岡冷麺発祥の店で味わう至福の贅沢ランチ

盛岡といえば「わんこそば」、「冷麺」、「じゃじゃ麺」の盛岡3大麺が有名。この盛岡冷麺発祥の店といえば「食道園」。マスコミにも登場する老舗の人気店に我々取材班は昼食に入店。お昼限定の冷麺と焼肉がセットになった「カルビランチ」はボリュームも味も噂通り、リーズナブルで美味。焼肉は甘辛のタレで下味のついたジューシーなお肉を卵に絡めて食べるのが食道園流らしい。焼肉店で見かける「焼きすき」(すき焼きのように食べる焼肉)も実は、こちらが発祥なのでは?なんて勝手に想像してしまう。期待が膨らむ冷麺はモチモチの食感の麺で絶品。「これが盛岡の冷麺だ!」と王道の盛岡グルメを堪能して取材に向かった。

お店情報:食道園／岩手県盛岡市大通1-8-2／TEL.019-651-4590／営業時間:11:30～15:30・17:00～23:00<月～土／日・祝は営業時間変更>(第1第3火曜日休み)